e)　主管庁は、25kHzチャネルに混信を生じさせないことを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に従い、以下の条件の下で、12.5kHzチャネルインターリーブを適用することができる。

—　本付録の海上移動遭難及び安全、船舶自動識別装置（AIS）並びにデータ交換周波数の25kHzチャネル、特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、AIS1及びAIS2のチャネルへの影響並びにITU-R勧告M.489-2で定めるこれらのチャネルの技術的特性への影響がないこと。

—　12.5kHzチャネルインターリーブの実施及びその結果生じる国内要件は、影響を受ける主管庁との間の調整によること。

個別的な注

f)　156.300MHz（第06チャネル）、156.525MHz（第70チャネル）、156.800MHz（第16チャネル）、161.975MHz（AIS 1）及び162.025MHz（AIS 2）の周波数は、航空機局によって、捜索、救助活動及びその他の安全関連の通信のためにも使用することができる。

g)　第15及び第17のチャネルは、実効輻射電力が1Wを超えないこと及びこれらのチャネルが主管庁の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

h)　欧州海上地域及びカナダでは、これらの周波数（第10、第67及び第73のチャネル）は、必要となる場合、第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の捜索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及び参加陸上局間の通信のためにも使用することができる。

i)　注a）に定める目的のために優先する最初の3つの周波数は、156.450MHz（第09チャネル）、156.625MHz（第72チャネル）及び156.675MHz（第73チャネル）とする。

j)　第70チャネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。

k)　主に船舶相互間の航行安全通信のため、第13チャネルは、航行安全通信用チャネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。

l)　これらのチャネル（AIS1及びAIS2）は、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な自動船舶識別システム(AIS)に使用される。そうした使用は、ITU-R勧告M.1371の最新版に従う。

m)　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャネルとして運用することができる。単一周波数の使用においては以下の条件が適用される。

— これらのチャネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって単一周波数チャネルとして運用することができる。

—　これらのチャネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。

—　主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第2027*及び第2028*チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

* 2019年1月1日以降、第2027チャネルはASM 1に指定され、第2028チャネルはASM 2に指定される。

mm)　これらのチャネルによる送信は海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第2027*及び第2028*チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

* 2019年1月1日以降、第2027チャネルはASM 1に指定され、第2028チャネルはASM 2に指定される。

n)　AISを除くこれらのチャネル（第75及び第76）の使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第16チャネルへの有害な混信を避けるため、出力を1W以下へ制限することによって全ての予防策をとるものとする。

o)　（削　WRC-12）

p)　追加的に、AIS1及びAIS2は、移動衛星業務（地球から宇宙）によって船舶からのAISの送信を受信するために使用することができる。

q)　これらのチャネル（第10及び第11）を使用するときには、第70チャネルに有害な混信を与えることを避けるため、全ての予防策をとる。

r)　海上移動業務において、この周波数は、将来のアプリケーション又はシステム（例えば、新AISアプリケーション、マン・オーバーボード・システムなど）の実験使用のために確保されている。主管庁が実験使用を認めるのであれば、その運用は、固定業務及び移動業務で運用する局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

s)　第75及び第76のチャネルは、船舶からの長距離用AIS情報（メッセージ27：最新版のITU-R勧告M.1371参照）を受信するための移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。

t)　（削　WRC-15）

u)　（削　WRC-15）

v)　（削　WRC-15）

w)　第一地域及び第三地域では、2017年12月31日まで、157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、影響を受ける主管庁との調整に従い、デジタル変調の発射に使用することができる。デジタル変調の発射にこれらのチャネル又は周波数帯を使用する局は、第５条に準拠して運用する局に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。2017年１月１日以降、157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、最新版のITU-R勧告M.2092に述べるVHFデータ交換システム(VDES)の活用のために特定されている。これらの周波数帯は、デジタル変調の発射を使用する海上移動業務のほかの局に有害な混信を生じさせてはならず、また、これらの局からの保護を要求しないことを条件として、及び影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に述べるアナログ変調にも使用することができる。

wa)　第一地域及び第三地域においては：

2017年１月１日まで、影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.025-157.175MHz及び161.625-161.775MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャネルに相当する）は、デジタル変調の発射に使用することができる。これらのチャネル又は周波数帯をデジタル変調の発射に使用する局は、第５条に従い運用しているほかの局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

2017年１月１日以降、157.025-157.100MHz及び161.625-161.700MHzの周波数帯（第80、第21、第81及び第22チャネルに相当する）は、隣接する25kHzのチャネルを複数個使用する最新版のITU-R勧告M.1842に述べるデジタルシステムへの活用に特定される。

2017年１月１日以降、157.150-157.175MHz及び161.750-161.775MHzの周波数帯（第23及び第83チャネルに相当する）は、隣接する25kHzのチャネル２つを使用する最新版のITU-R勧告M.1842に述べるデジタルシステムへの活用に特定される。2017年１月１日以降、157.125MHz及び161.725MHzの周波数帯（第82チャネルに相当する）は、最新版のITU-R勧告M.1842に述べるデジタルシステムへの活用に特定される。